

平成 30 年度 第 1 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 30 年 7 月 11 日（水） 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文（北海道大学大学院工学研究院教授） 田村 亨（北海商科大学教授） 富岡 公治（弁護士） 舟橋 健市（公認会計士・税理士） 山本 哲生（北海道大学大学院法学研究科教授） 吉見 宏（北海道大学大学院経済学研究院教授）※欠席	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 5 件	備 考
○発注工事	3 件	
・一般競争	一件	（発注工事なし）
・条件付一般競争	1 件	・札樽自動車道 雁来高架橋遮音壁補修工事
・拡大型指名競争	1 件	・道東自動車道 クテクンナイ地区のり面対策工事
・随意契約	1 件	・北海道横断自動車道 第二天神トンネル電気室新築工事
○発注調査等	1 件	・日高自動車道 橋梁耐震性能照査
○発注物品・役務	1 件	・北海道支社管内 磁気カード方式料金収受機械購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【入札監視統一事務局の報告】</p> <p>「工事審査実施状況」 「工事の入札・契約手続に係る分析調査結果」 • 意見等なし</p>	
<p>【入札・契約手続の運用状況】</p> <p>「工事等業務の発注状況」 「競争参加資格停止等の運用状況」 「一次苦情及び一次説明処理状況」 「特殊工種に関する横断的な分析」 • 意見等なし</p>	
<p>【抽出事案の審議】</p> <p>「札樽自動車道 雁来高架橋遮音壁補修工事」 • 施工体制を確認したときに単価項目の中に7割以下の項目があったため調査対象となった旨の説明があつたが、これは施工体制確認型によるプロセス過程で7割以下が判明し、調査を行つたというものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入札時には、単価表の提出を求めており、その単価表を確認したところ、一部の項目が当社の設計額の7割を下回っていたことが判明したものであり、施工体制確認において、その単価で施工が可能かどうか電話により確認したものです。
<p>「道東自動車道 クテクンナイ地区のり面対策工事」 • 低入札価格調査における重点調査を行つた結果、失格基準を適用したケースは多いのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 割合の数値はすぐには申し上げられないが、今回の工事では、求めた必要書類が提出され、低入となつた理由も明確であり、失格基準には適合しないと判断したものです。
<p>「北海道横断自動車道 第二天神トンネル電気室新築工事」 • 工事の実施にあたり、工事内容やそれに基づく設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図面だけではなく、工事の施工条件等も含め、発

<p>計図等をネクスコで作成しているものなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、条件付一般競争入札、拡大型指名競争入札と方式も変えて2回も発注したにもかかわらず応募者がいなかつことに関して、その原因をどのように考えているか。 	<p>注時の仕様書に明示した上で公告しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初は余市～小樽間全線分をまとめて、発注規模を大きくした方が受注意欲が上がると考えたが、施工箇所が点在し、現場管理が大変となることから、応募者がなかつたものと考えられます。また、2回目は現場管理を考慮し、近接する施工箇所ごとに発注を分割しましたが、本工事も応募者はいませんでした。後日、関係建築業者へ確認したところ、配置できる技術者が不足している状態であると聞いています。
<p>「日高自動車道 橋梁耐震性能照査」</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業と配置技術者に求める評価のうち、同種業務と類似業務については、橋梁形式や規模を踏まえて設定した方がよいと思われるが、今回はどのような点で分類されたものか。 総合評価落札方式（簡易型）とあるが、簡易型というのはどういうものなのか。 調査基準価格というものは非常に重要な数字と考えており、低入札となれば、厳選された応募者であってもきちんと確認することは大事なことだと考えている。その辺りの考え方を伺いたい。 低入札調査対象の者が2社あった場合、調査手続きは2社同時並行的に進めるものなのか、それとも順を追って行うものなのか。 低入札調査の結果、失格基準に適合しない場合に公表される文書はどのような内容になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の業務と他機関の業務では設計基準等で異なる部分もあることから、当該業務では、高速道路または高規格道路の業務を同種とし、それ以外の他機関の業務を類似業務としました。 企業や技術者の実績をもって技術評価とし、提案を求めるものを簡易型としています。 調査基準価格については、その額を下回ると品質が損なわれかねないといった考え方から設定しており、下回った場合には、ヒアリング等を通じてきちんと履行できるかということを厳格に確認した上で判断いたします。 落札予定者となる者から調査を実施し、その者が失格となれば次順位者の手続きへ移行します。 当該価格で入札した理由等も付して、調査実施概要を公表しています。
<p>「北海道支社管内 磁気カード方式料金収受機械購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該契約の発注規模が1600万円以上あるのに對し、受注額が約10億円と金額に開きがあるが、 	<ul style="list-style-type: none"> 物品等の購買等においては、一契約あたりの金額が1600万円を超えると、一律、政府調達協定の適

この発注規模の金額の考え方を伺いたい。	用となるが、そういった発注手続きにおける金額のレンジを示しているものであります。
【審議結果の報告】 <ul style="list-style-type: none">・入札方式別に抽出した5件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていると考えられます。	